

## 太尾第二学童保育クラブ運営委員会細則

太尾第二学童保育クラブ（以下「クラブ」という。）を円滑に運営するため、以下の通り細則を定める。

### 1. 対象児童

主に横浜市立太尾小学校の第1学年から第6学年までに在籍する両親就労家庭、母子家庭父子家庭、またはこれに準ずる家庭の児童を対象とする。ただし運営委員会が入会を認めた場合はこの限りではない。

### 2. 開設

- (1) 開設場所 横浜市港北区大倉山五丁目39番24号西豊荘101号にて開設する。
- (2) 開設日 原則として毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び8月中の日曜日に連続した3日間・12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (3) 開設時間 保育時間は原則として、月曜日から金曜日までは事業対象児童の通学する小学校の放課後から午後7時。土曜日は午前9時から午後6時。ただし、長期休校日、その他の休校に伴い開設する日は午前8時から午後7時までとする。その場合は、児童に弁当を持参させる。

### 3. 定員

定員は20名から55名程度とする。ただし運営委員会が入会を認めた場合はこの限りではない。

### 4. 保護者負担金

保護者負担金は、以下のとおりとする。ただし、特別の事情のあるものについては、運営委員会で検討し優遇措置をとることができる。入会金は、1世帯につき最初の入所時のみの負担とし、すでに長子が退所済みでも負担しない。保育料の一世帯二人目以降の減額は同時在籍の児童数によるものとし、長子が第4学年以上でも適用する。

費目		金額	負担基準
入会金		10,000円	入会時
保育料	1 第1学年から第3学年の児童	16,500円	1名あたり1か月ごと
	2 ①のうち一人親世帯、一世帯二人目以降の児童	14,500円	
	3 ①のうち市民税所得割非課税世帯の児童	14,000円	
	4 第4学年の児童	11,000円	
	5 第5学年の児童	10,000円	
	6 第6学年の児童	9,000円	

### 5. 入会手続き

- (1) 入会する場合は、入会を希望する児童の保護者が所定の入会申込書を保護者会を通じ

運営委員会に提出するものとする。運営委員会は入会申込書に記載された情報について、当クラブ事業運営の目的以外には使用しない。

(2) 運営委員会は、提出された入会申込書に基づいて審査し、入会を決定したときは所定の入会決定通知書を当該保護者に送付する。

(3) 運営委員会は、クラブへの児童の入会又は退会を認めた場合は、その児童が通学する学校長に、当該児童の氏名、学年、入（退）会日を連絡する。

#### 6. 退会手続き

退会する場合は一カ月前までに、所定の退会届出書を保護者会を通じ運営委員会へ提出する。

#### 7. 設備など

必要とする設備、用具は順次整えるものとする。

#### 8. 指導員

(1) 指導員は横浜市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づく次の資格を考慮し、運営委員会が雇用する。

- 1) 児童の育成に経験と知識を有するもの。
- 2) 児童の育成にボランティア的熱意を有するもの。
- 3) 心身ともに健康なもの。
- 4) 地域ぐるみの青少年健全育成事業の趣旨を理解し、地域社会との融和が図れるもの。

(2) 指導員の就業規則については別途定める。

#### 9. 保護者会

(1) 保護者会は在籍する児童の保護者で構成し、必要に応じて開催する。

(2) 保護者会は運営委員会と十分な連携のもとに進めるものとする。

#### 10. 保険

入会する児童は横浜市の指定する施設賠償保険に一括加入するものとする。

#### 11. その他

児童が出校停止になる伝染病になった場合は、登校できるまでは保育停止とする。

#### 附記

1. 本細則は平成2年2月20日より施行するものとする。
2. 平成8年4月1日 改訂。
3. 平成11年4月1日 改訂。
4. 平成17年4月15日 改訂。
5. 平成20年4月11日 改訂。
6. 平成20年10月20日 改訂。
7. 本細則は平成22年4月1日より施行するものとする。平成21年4月17日 改訂。
8. 平成21年10月16日 改訂。

9. 平成22年4月16日 改訂。
10. 平成23年4月15日 改訂。
11. 平成24年4月1日改訂。
12. 平成25年4月1日改訂。